

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ－２ 財務の健全性等 Ⅱ－２－６ 流動性リスク Ⅱ－２－６－２ 主な着眼点 (１) (略) (２) 国際統一基準行においては、取締役会は、バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」(2010年12月)に定められる流動性カバレッジ比率及び安定調達比率について、それぞれ平成27年又は平成30年から適用されることに向けた体制の整備を検討しているか。 (３) (略) (４) (略) (５) 国際統一基準行においては、流動性カバレッジ比率(銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(以下「<u>流動性カバレッジ比率告示</u>」という。)第8条に定める単体流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。)が最低水準を満たしていることを早期に捕捉するため、流動性カバレッジ比率を基に作成した近似指標(以下「近似LCR」という。)について、以下に掲げるところにより、日次で算出する態勢を整備しているか(最初に流動性カバレッジ比率を算出し、当局へ報告した日の翌日より適用)。	Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ－２ 財務の健全性等 Ⅱ－２－６ 流動性リスク Ⅱ－２－６－２ 主な着眼点 (１) (略) (削除) (２) (略) (３) (略) (４) 国際統一基準行においては、流動性カバレッジ比率(銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(以下「<u>流動性比率告示</u>」という。)第8条に定める単体流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。)が最低水準を満たしていることを早期に捕捉するため、流動性カバレッジ比率を基に作成した近似指標(以下「近似LCR」という。)について、以下に掲げるところにより、日次で算出する態勢を整備しているか(最初に流動性カバレッジ比率を算出し、当局へ報告した日の翌日より適用)。

Ⅱ－２－６－４－２ 流動性カバレッジ比率の計算の正確性 Ⅱ－２－６－４－２－１ 意義 流動性カバレッジ比率については、銀行の流動性に係る健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されなければならない。 流動性カバレッジ比率の計算の正確性については、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。 Ⅱ－２－６－４－２－２ 留意事項 <u>流動性カバレッジ比率</u>の計算の正確性については、<u>流動性カバレッジ比率告示上</u>の規定に則って正確に計算されているか。特に以下の点に留意してチェックするものとする。 （１）銀行が具体的な<u>計算の方法</u>を策定する場合の留意点 流動性カバレッジ比率における資金流出項目のうち、<u>流動性カバレッジ比率告示第 29 条</u>に規定する適格オペレーショナル預金に係る<u>特例及び同</u>	<u>持することが重要である。当局としても、銀行の資産と資金調達源の特徴を把握し、必要に応じて十分に安定的な資金調達源の確保を促していく必要がある。</u> こうした観点から、国際統一基準行に対しては、<u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率</u>という客観的な基準を用い、十分な流動性資産の保有及び十分に安定的な資金調達源の確保を求めるものとする。 Ⅱ－２－６－４－２ <u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率</u>の計算の正確性 Ⅱ－２－６－４－２－１ 意義 <u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率</u>については、銀行の流動性に係る健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されなければならない。 <u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率</u>の計算の正確性については、<u>流動性比率告示</u>及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。 Ⅱ－２－６－４－２－２ 留意事項 <u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率</u>の計算の正確性については、<u>流動性比率告示上</u>の規定に則って正確に計算されているか。特に以下の点に留意してチェックするものとする。 （１）銀行が具体的な<u>計算方法及び資産・負債の特定方法</u>を策定する場合の留意点 流動性カバレッジ比率における資金流出項目のうち、<u>流動性比率告示第 29 条</u>に規定する適格オペレーショナル預金に係る<u>特例、同告示第 38 条</u>に
---	--

告示第 38 条に規定するシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を使用する場合には、当該各条に規定する要件を満たす範囲で、銀行が具体的な計算方法を策定するものとされている。この場合には、次の点について、具体的な計算方法が告示を踏まえて適切に策定されているか、事前に確認するものとする。

①・② （略）

（新設）

（２）流動性カバレッジ比率の計算における計算対象の判定について

流動性カバレッジ比率の計算においては、銀行における内部管理等も踏まえつつ計算対象の設定を行う事項があるが、具体的には以下の項目について、適切な取扱いを行っているか。

① 「金融機関等」の定義における「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」の判断

流動性カバレッジ比率告示第 1 条第 19 号に規定する「金融機関等」については、「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」を除くこととされている。この際、例えば、資金流出額を減少させることによって流動性カバレッジ比率を高めることを目的として、重要性が認められる者を意図的に「金融機関等」の定義から除外するなど不適当な取扱いを行っていないか。

規定するシナリオ法による時価変動時所要追加担保額及び安定調達比率の計測に係る同告示第 101 条に規定する相互に関係する資産及び負債に係る特例を適用する場合には、当該各条に規定する要件を満たす範囲で、銀行が具体的な計算方法を策定する又は対象となる資産・負債の特定を行うものとされている。この場合には、次の点について、具体的な計算方法や資産・負債の特定方法が告示を踏まえて適切に策定されているか、事前に確認するものとする。

①・② （略）

③ 銀行が相互に関係する資産及び負債に係る特例を用いようとする場合には、対象となる資産及び負債が流動性比率告示第 101 条に規定する要件全てを満たす形で設定されているか。

（２）流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算における計算対象の判定について

流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算においては、銀行における内部管理等も踏まえつつ計算対象の設定を行う事項があるが、具体的には以下の項目について、適切な取扱いを行っているか。

① 「金融機関等」の定義における「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」の判断

流動性比率告示第 1 条第 19 号に規定する「金融機関等」については、「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」を除くこととされている。この際、例えば、資金流出額を減少させることによって流動性カバレッジ比率を高めることを目的として、または利用可能安定調達額を増加することによって安定調達比率を高めることを目的として、重要性が認められる者を意図的に「金融機関等」の定義から除外するなど不適当な取扱いを行っていないか。

② 規模の小さな連結子法人等の取扱い

連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、算入可能適格流動資産をゼロとするなど保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも可能である。この際、例えば、連結総資産（連結総負債）に占める資産（負債）の割合が非常に大きな金融機関に対して当該計算を適用したり、オフ・バランスシートにおいて多額の資金流出が見込まれるにも関わらず、これを考慮しないまま小規模の連結子法人等であるとして当該計算を適用するなど不適当な取扱いを行っていないか。

(3) (略)

(4) 価格下落率等の確認

流動性カバレッジ比率告示上のレベル2 A資産及びレベル2 B資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求められている。例えば、債券の格付及び残存期間について、十分に細分化した上で判定を行うなど適切に確認を行っているか。

(5) 資金流出入項目の区分及び資金流出率の設定の適切性

流動性カバレッジ比率告示上、資金流出入項目に係る区分の設定並びにそれらに係る資金流出率（額）又は資金流入額の設定を行う項目があるが、これらについては、銀行による適切な設定及び検証を求めることとしている。具体的には、以下の項目について留意することとする。

② 規模の小さな連結子法人等の取扱い

連結流動性カバレッジ比率や連結安定調達比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、算入可能適格流動資産をゼロとする又は利用可能安定調達額をゼロとするなど保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも可能である。この際、例えば、連結総資産（連結総負債）に占める資産（負債）の割合が非常に大きな金融機関に対して当該計算を適用したり、オフ・バランスシートにおいて多額の資金流出が見込まれるにも関わらず、これを考慮しないまま小規模の連結子法人等であるとして当該計算を適用するなど不適当な取扱いを行っていないか。

(3) (略)

(4) 価格下落率等の確認

流動性比率告示上のレベル2 A資産及びレベル2 B資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求められている。例えば、債券の格付及び残存期間について、十分に細分化した上で判定を行うなど適切に確認を行っているか。

(5) 資金流出入項目の区分及び資金流出率の設定の適切性

流動性比率告示上、流動性カバレッジ比率については資金流出入項目に係る区分の設定並びにそれらに係る資金流出率（額）又は資金流入額の設定を行う項目、安定調達比率については利用可能安定調達額並びに所要安定調達額にかかる項目があるが、これらについては、銀行による適切な設定及び検証を求めることとしている。具体的には、以下の項目について留意することとする。

- ① 流動性カバレッジ比率告示第 21 条に定める「準安定預金」について、内部管理として追加的な区分を設定する必要があるか否か検討し、必要があると認められる場合には適切な区分を行っているか。また、過去の流動性ストレス期における資金流出の割合の実績を踏まえた資金流出率の設定を行っているか。さらに、過去の資金流出率をそのまま適用することなく、現在の準安定預金の構成に当てはめた場合にも資金流出率が 10%を超える蓋然性が十分に低いか等について検証を行っているか。
- ② 流動性カバレッジ比率告示第 53 条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」について、内部管理を踏まえた適切な区分を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。
- ③ 流動性カバレッジ比率告示第 60 条に定める「その他契約に基づく資金流出額」及び同告示第 73 条に定める「その他契約に基づく資金流入額」について、流動性リスクの管理上の重要性を踏まえた適切な設定を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。

(新設)

(新設)

- ① 流動性比率告示第 21 条に定める「準安定預金」について、内部管理として追加的な区分を設定する必要があるか否か検討し、必要があると認められる場合には適切な区分を行っているか。また、過去の流動性ストレス期における資金流出の割合の実績を踏まえた資金流出率の設定を行っているか。さらに、過去の資金流出率をそのまま適用することなく、現在の準安定預金の構成に当てはめた場合にも資金流出率が 10%を超える蓋然性が十分に低いか等について検証を行っているか。
- ② 流動性比率告示第 53 条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」及び同告示第 100 条第 3 号に定める偶発債務について、内部管理を踏まえた適切な区分を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。
- ③ 流動性比率告示第 60 条に定める「その他契約に基づく資金流出額」及び同告示第 73 条に定める「その他契約に基づく資金流入額」について、流動性リスクの管理上の重要性を踏まえた適切な設定を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。

(6) 残存期間の設定方法の妥当性

流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算において、残存期間を価格評価モデルにより計算している場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの全体やロジックを見直し、残存期間の見積もりの確からしさについても適切性を検証しているか。

(7) 有価証券の割当方法の適切性

流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算において、有価証券の調達元が不明な場合（例えば、有価証券のショート・ポジションやレポ形式の取引等の担保として差し出している有価証券の調達元が不明な場合）において、銀行が定める任意の割当方法を使用している場合には、当該割当

(6) <u>流動性カバレッジ比率の計算方法の一貫性等</u> 例えば、<u>流動性カバレッジ比率告示第 35 条第 2 項のネットティング</u>（資金流出額及び資金流入額の計算過程において、一定の額との相殺を行うことをいう。）の取扱いや、同告示第 29 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る<u>特例及び同告示第 38 条に規定するシナリオ法</u>を採用している場合にはそれらの取扱いなど、<u>流動性カバレッジ比率の計算方法</u>に関して銀行に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した、かつ保守的な計算方法を採用しているか。 Ⅱ－２－６－４－２－３ 監督手法・対応 (1) オフサイト・モニタリング <u>流動性カバレッジ比率の計算の正確性等</u>に問題があることが判明した場合には、詳細な報告を求め、必要に応じてヒアリングを行うものとする。 また、<u>流動性カバレッジ比率告示第 29 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例及び同告示第 38 条に規定するシナリオ法</u>を採用している銀行に対しては、これらの取扱いについて、定期的に報告を求め、同告示に定められた要件を充足しているか、<u>前回から計算方法に変更がないか</u>等について確認することとする。 (2) 検査結果や(1)のオフサイト・モニタリングにより、<u>流動性カバレ</u>	<u>方法を文書により明確化するとともに、当該文書に従って適切に運用されているか。</u> (8) <u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算方法の一貫性等</u> 例えば、<u>流動性比率告示第 35 条第 2 項のネットティング</u>（資金流出額及び資金流入額の計算過程において、一定の額との相殺を行うことをいう。）の取扱いや、同告示第 29 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る<u>特例</u>、同告示第 38 条に規定する<u>シナリオ法及び同告示第 101 条に規定する相互</u>に関する資産及び負債の特例を採用している場合にはそれらの取扱いなど、<u>流動性カバレッジ比率や安定調達比率の計算方法</u>に関して銀行に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した、かつ保守的な計算方法を採用しているか。 Ⅱ－２－６－４－２－３ 監督手法・対応 (1) オフサイト・モニタリング <u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算の正確性等</u>に問題があることが判明した場合には、詳細な報告を求め、必要に応じてヒアリングを行うものとする。 また、<u>流動性比率告示第 29 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例</u>、同告示第 38 条に規定する<u>シナリオ法及び同告示第 101 条に規定する相互</u>に関する資産及び負債の特例を採用している銀行に対しては、これらの取扱いについて、定期的に報告を求め、同告示に定められた要件を充足しているか、<u>または前回から計算方法に変更がないか</u>等について確認することとする。 (2) 検査結果や(1)のオフサイト・モニタリングにより、<u>流動性カバレ</u>
---	--

ツジ比率の計算の正確性に問題があると認められる場合には、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ－２－６－４－３ 流動性カバレッジ比率規制に関する監督上の措置

銀行の流動性リスク管理における取組みを補完する役割として、流動性カバレッジ比率という客観的な基準を用い、必要に応じた措置を迅速かつ適切に発動し、銀行の経営の改善を求めるものとする。

Ⅱ－２－６－４－３－１ 監督手法

(1) 定期的なモニタリング（月次）

月末日又は最終営業日を基準日とした流動性カバレッジ比率について、翌月の第 10 営業日までに指定された様式に基づく報告を求めることにより、流動性カバレッジ比率の状況を月次でモニタリングする。その際、流動性カバレッジ比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。

また、他のオフサイトモニタリングデータや金融経済指標等を分析することにより、金融システム全体に流動性に関するストレスの兆候がないかを確認する。

(新設)

ツジ比率及び安定調達比率の計算の正確性に問題があると認められる場合には、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ－２－６－４－３ 流動性比率規制に関する監督上の措置

銀行の流動性リスク管理における取組みを補完する役割として、流動性カバレッジ比率及び安定調達比率という客観的な基準を用い、必要に応じた措置を迅速かつ適切に発動し、銀行の経営の改善を求めるものとする。

Ⅱ－２－６－４－３－１ 監督手法

(1) 定期的なモニタリング（月次又は四半期毎）

銀行に対し定期的に流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の報告を求め、銀行の流動性リスクの状況を常時把握する。

① 流動性カバレッジ比率（月次）

月末日又は最終営業日を基準日とした流動性カバレッジ比率について、翌月の第 10 営業日までに指定された様式に基づく報告を求める。その際、流動性カバレッジ比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景

(新設) (注) 原則として月末日を基準日とするが、各銀行が採用している会計基準等により、最終営業日を基準日とすることもできるものとする。この場合、合理的な理由に基づき変更する場合を除き、一貫した基準日を採用することとする。 (2) 随時のモニタリング (1) に加えて、必要と認められる場合においては、<u>流動性カバレッジ比率</u>の状況について報告を求めるものとする。 Ⅱ－２－６－４－３－２ 監督上の対応 (1) 監督上の措置の前提となる<u>流動性カバレッジ比率</u> (2) に定める監督上の措置の前提となる<u>流動性カバレッジ比率</u>は、Ⅱ－２－６－４－３－１における定期的なモニタリング又は随時のモニタリングにより報告されたものとする。 (2) 監督上の措置 <u>流動性カバレッジ比率</u>が最低水準を下回った場合には、その理由や<u>流動</u>	<u>を分析するものとする。</u> <u>また、他のオフサイトモニタリングデータや金融経済指標等を分析することにより、金融システム全体に流動性に関するストレスの兆候がないかを確認する。</u> ② <u>安定調達比率（四半期毎）</u> <u>四半期末日を基準日とした安定調達比率について、報告徴求により求める。その際、安定調達比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、安定調達比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。</u> (注) 原則として<u>流動性カバレッジ比率</u>については月末日を基準日とするが、各銀行が採用している会計基準等により、最終営業日を基準日とすることもできるものとする。この場合、合理的な理由に基づき変更する場合を除き、一貫した基準日を採用することとする。 (2) 随時のモニタリング (1) に加えて、必要と認められる場合においては、<u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率</u>の状況について報告を求めるものとする。 Ⅱ－２－６－４－３－２ 監督上の対応 (1) 監督上の措置の前提となる<u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率</u> (2) に定める監督上の措置の前提となる<u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率</u>は、Ⅱ－２－６－４－３－１における定期的なモニタリング又は随時のモニタリングにより報告されたものとする。 (2) 監督上の措置 <u>流動性カバレッジ比率又は安定調達比率</u>が最低水準を下回った場合に
--	---

性カバレッジ比率の向上に係る改善策について、法第 24 条に基づき速やかに報告を求めるものとする。さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

また、流動性カバレッジ比率が近い将来に最低水準を下回るおそれがあると見込まれる場合には、まずは理由や改善の見込み等についてヒアリングを行うものとする。ヒアリングの結果、なお問題があると認められる場合には、法第 24 条に基づき報告を求め、さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

ただし、監督上の対応については、機械的・画一的に運用するものではなく、流動性カバレッジ比率の最低水準を維持するために銀行がとる対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。

① 法第 24 条に基づく報告には、以下の内容を含むものとする。また、必要に応じて、追加的な内容を徴求することとする。

イ. 流動性カバレッジ比率が最低水準を下回った要因（特定の算入可能適格流動資産の減少、特定の資金流出額の増加等）及びその背景

ロ. 流動性カバレッジ比率が最低水準を上回る時期の見通し、及びそれまでの流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳の推移の見通し

ハ. 算入可能適格流動資産に含まれないものの、緊急時において資金調達に用いることが可能な流動性資産の額及びその種類等

（注） （略）

は、その理由や流動性カバレッジ比率又は安定調達比率の向上に係る改善策について、法第 24 条に基づき速やかに報告を求めるものとする。さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

また、流動性カバレッジ比率又は安定調達比率が近い将来に最低水準を下回るおそれがあると見込まれる場合には、まずは理由や改善の見込み等についてヒアリングを行うものとする。ヒアリングの結果、なお問題があると認められる場合には、法第 24 条に基づき報告を求め、さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

ただし、監督上の対応については、機械的・画一的に運用するものではなく、流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の最低水準を維持するために銀行がとる対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。

① 法第 24 条に基づく報告には、以下の内容を含むものとする。また、必要に応じて、追加的な内容を徴求することとする。

イ. 流動性カバレッジ比率又は安定調達比率が最低水準を下回った要因（特定の算入可能適格流動資産又は利用可能安定調達額の減少、特定の資金流出額又は所要安定調達額の増加等）及びその背景

ロ. 流動性カバレッジ比率又は安定調達比率が最低水準を上回る時期の見通し、及びそれまでの流動性カバレッジ比率又は安定調達比率の分子・分母の内訳の推移の見通し

ハ. 流動性カバレッジ比率について、算入可能適格流動資産に含まれないものの、緊急時において資金調達に用いることが可能な流動性資産の額及びその種類等

（注） （略）

a. <u>流動性カバレッジ比率</u>の低下が、主に一時的な要因に起因するものであるか、あるいは長期的・構造的な要因に起因するものであるか。 b. <u>流動性カバレッジ比率</u>の最低水準を維持するための対応策を起因とした金融システムに悪影響を及ぼす可能性及びその経路等 ② （略） （注）Ⅱ－２－６は、主に<u>単体流動性カバレッジ比率</u>について定めたものであり、<u>流動性カバレッジ比率告示第２条</u>に規定する<u>連結流動性カバレッジ比率</u>が適用される場合には、適宜読み替えて適用するものとする。 Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－４－９－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－４－９－４－７ 流動性に係る経営の健全性の状況の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ホ、第 19 条の 3 第 3 号ニ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ニ及び第 34 条の 27 の 2 関係）（国際統一基準行） （１）一般的な留意事項 流動性に係る経営の健全性の状況の開示は、<u>流動性カバレッジ比率</u>の最低水準及び銀行の自己管理と監督上の検証を補完し、市場による外部評価の規律づけにより銀行の経営の健全性を維持することを目的としており、「銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項」（以下「流	a. <u>流動性カバレッジ比率又は安定調達比率</u>の低下が、主に一時的な要因に起因するものであるか、あるいは長期的・構造的な要因に起因するものであるか。 b. <u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率</u>の最低水準を維持するための対応策を起因とした金融システムに悪影響を及ぼす可能性及びその経路等 ② （略） （注）Ⅱ－２－６は、主に<u>単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率</u>について定めたものであり、<u>流動性比率告示第２条</u>に規定する<u>連結流動性カバレッジ比率及び同告示第 74 条</u>に規定する<u>連結安定調達比率</u>が適用される場合には、適宜読み替えて適用するものとする。 Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－４－９－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－４－９－４－７ 流動性に係る経営の健全性の状況の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ホ、第 19 条の 3 第 3 号ニ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ニ及び第 34 条の 27 の 2 関係）（国際統一基準行） （１）一般的な留意事項 流動性に係る経営の健全性の状況の開示は、<u>流動性カバレッジ比率及び安定調達比率</u>の最低水準及び銀行の自己管理と監督上の検証を補完し、市場による外部評価の規律づけにより銀行の経営の健全性を維持することを目的としており、「銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定
--	--

動性カバレッジ比率開示告示」という。)の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、銀行は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。特に情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に留意するものとする。

ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

(2) 「単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」

① 「時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項」については、過去2年間の流動性カバレッジ比率の主要な変動及びその要因について定性的な説明が記載されているか。また、本項目を説明するに当たっては、「単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」(直近の四半期に係るものであり、かつ流動性カバレッジ比率開示告示別紙様式第一号を使用して作成したもの)を使用しているか。

②・③ (略)

④ 「その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に限らず、重要な事項が記載されているか。

イ. 流動性カバレッジ比率告示第29条に定める「適格オペレーショナル預金に係る特例」を適用している場合には、以下の内容に関する説明

a・b (略)

める事項」(以下「流動性比率開示告示」という。)の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、銀行は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。特に情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に留意するものとする。

ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

(2) 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

① 「時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項」については、過去2年間の流動性カバレッジ比率の主要な変動及びその要因について定性的な説明が記載されているか。また、本項目を説明するに当たっては、「単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」(直近の四半期に係るものであり、かつ流動性比率開示告示別紙様式を使用して作成したもの)を使用しているか。

②・③ (略)

④ 「その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に限らず、重要な事項が記載されているか。

イ. 流動性比率告示第29条に定める「適格オペレーショナル預金に係る特例」を適用している場合には、以下の内容に関する説明

a・b (略)

ロ. 流動性カバレッジ比率告示第 38 条に定める「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」を適用している場合には、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関する説明

ハ. 流動性カバレッジ比率告示第 53 条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」、同告示第 60 条に定める「その他契約に基づく資金流出額」又は同告示第 73 条に定める「その他契約に基づく資金流入額」に重要な項目がある場合には、当該項目に関する定性的な説明

(注) (略)

(新設)

ロ. 流動性比率告示第 38 条に定める「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」を適用している場合には、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関する説明

ハ. 流動性比率告示第 53 条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」、同告示第 60 条に定める「その他契約に基づく資金流出額」又は同告示第 73 条に定める「その他契約に基づく資金流入額」に重要な項目がある場合には、当該項目に関する定性的な説明

(注) (略)

(3) 単体安定調達比率に関する定性的開示事項

① 「時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項」については、過去 5 年間の安定調達比率の主要な変動及びその要因について定性的な説明が記載されているか。また、本項目を説明するに当たっては、「単体安定調達比率に関する定量的開示事項」(直近及び前四半期にかかるものであり、かつ流動性比率開示告示別紙様式を使用して作成したもの)を使用しているか。

② 「流動性比率告示第百一条に掲げる事項に該当がある場合はその事項」については、以下の内容が記載されているか。

イ. 流動性比率告示第 101 条に定める「相互に関する資産・負債の特例」を適用している場合には、その適用対象と相互関係性に関する説明

③ 「その他単体安定調達比率に関する事項」については、以下の内容が記載されているか。

イ. 銀行による安定調達比率の水準に関する評価

ロ. 上記イ. において課題があると評価された場合には、課題に対する実務上の対応策

ハ. 銀行による今後の安定調達比率の見通しが開示された比率と大きく

乖離することが想定される場合には、その見通しに関する定性的な説明

二. ハ. について、実績値が当初の見通しと大きく異なる場合には、その異なった理由の追加的な説明

(3) 「単体流動性リスク管理に係る開示事項」

①～③ (略)

(4) 四半期ごとの開示事項

流動性カバレッジ比率開示告示第6条に規定する「単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。

また、開示に当たっては、対象となる四半期の末日又は最終営業日（II-2-6-4-3-1（1）（注）参照。ただし、本取扱い平成28年12月31日までとする。）を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項に規定する有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書又は同法第24条の5第1項に規定する半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。

（注）上記は、流動性カバレッジ比率開示告示に定める開示事項のうち、施行規則第19条の2第1項第5号ホに規定する「流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項」について定めたものであり、第19条の3第3号ニ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ニ及び第34条の27の2の規定に基づく場合には、適宜読み替えて対応するものとする。

(4) 単体流動性リスク管理に係る開示事項

①～③ (略)

(5) 四半期ごとの開示事項

流動性比率開示告示第6条に規定する「単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」及び「単体安定調達比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。

また、開示に当たっては、対象となる四半期の末日又は最終営業日（II-2-6-4-3-1（1）（注）参照。）を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項に規定する有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書又は同法第24条の5第1項に規定する半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。

（注）上記は、流動性比率開示告示に定める開示事項のうち、施行規則第19条の2第1項第5号ホに規定する「流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項」について定めたものであり、第19条の3第3号ニ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ニ及び第34条の27の2の規定に基づく場合には、適宜読み替えて対応するものとする。

Ⅲ－４－１１ 銀行持株会社
Ⅲ－４－１１－２ 主な着眼点

銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、特に以下の点に留意する。

(１)～(７) (略)

(８) 銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率及び連結流動性カバレッジ比率の計算が正確に行われているか(Ⅲ－４－６及びⅡ－２－６－４参照)。

(９)～(１３) (略)

Ⅲ－４－１１ 銀行持株会社
Ⅲ－４－１１－２ 主な着眼点

銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、特に以下の点に留意する。

(１)～(７) (略)

(８) 銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算が正確に行われているか(Ⅲ－４－６及びⅡ－２－６－４参照)。

(９)～(１３) (略)